

《最低賃金》

労働の対価となる賃金。適切に支払わなければならないのはもちろんのこと、金額についても、最低限のラインを守らなければなりません。

国は、最低賃金法に基づき、賃金の最低限度を定めています。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者の合意により定めたとしても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

《労働条件の確保》

賃金や労働時間など労働条件に関する最低基準は、労働基準法などの法律で定められています。

法律で定められた労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督官により、事業場に対して監督指導を行ったり、事業主が重大かつ悪質な法律違反を犯した場合には、司法処分を行ったりしています。

《職場における受動喫煙防止対策》

受動喫煙を取り巻く環境は変化していき、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつあるところです。

そのような中、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を開催し、その報告書がとりまとめられました。

その内容などを踏まえ、受動喫煙防止措置の責務のあり方や具体的措置、事業者に対する支援などを中心に、職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化に向け、作業を進めています。